(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日にスバで

フィジー共和国駐在
日本国特命全権大使　田島浩志

フィジー共和国
国防・退役軍人大臣　ピオ・ティコンドゥアンドゥア閣下

（フィジー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィジー共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日にスバで

フィジー共和国
国防・退役軍人大臣　ピオ・ティコンドゥアンドゥア

フィジー共和国駐在
日本国特命全権大使　田島浩志閣下

○東北地方整備局告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年四月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止年月日
一	株式会社建築検査機構	福島県郡山市台新一丁目三十二番二十三号	省令第十五条第一号及び第二号に掲げる区分の各一部並びに第九号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる区分	福島県全域及び宮城県白石市全域	令和八年三月十八日

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
にかほ市象潟町小砂川字三崎一番五四から同市象潟町字五丁目塩越八四番二まで	前	ＢＡ　一〇・〇～一三・七九　一〇五・九～一七三・六二	一〇・六〇二	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一〇・〇～一三・七九　一〇五・九～一七三・六二	九・八八〇	
		ＢＡ　一〇・〇～一三・七九　一〇五・九～一七三・六二	一〇・六〇二	
		ＢＡ　一〇・〇～一三・七九　一〇五・九～一七三・六二	九・八八〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所